

第3次北杜市総合計画の策定方針

令和3年7月(改訂版)

1 総合計画の位置づけ	1
2 総合計画見直しの必要性	2
3 第3次総合計画の策定のポイント	4

1 総合計画の位置づけ

北杜市総合計画は、本市の目指すべき将来都市像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進するために、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものとして、本市の最上位の計画として位置づけている。

市政誕生以来、豊かな森林と清らかな水資源に恵まれた山紫水明の地として、総合計画の基本理念・将来都市像である「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」の実現に向けて、財政の健全化、子育て環境・支援策の充実、移住定住の促進、食と農の連携とブランド化、エネルギーの地産地消など各般で特徴的な施策を展開してきたところである。

策定次	策定年月	推進期間	基本理念・将来都市像	策定時の市長 就任期間
第1次 (終了)	H19.3月	H19.4～H29.3 (10年)	人と自然と文化が躍動する環境創造都市 ～水と緑と太陽の恵みを次世代に伝えるために～	白倉 政司 H16.11～H28.11
第2次	H29.3月	H29.4～ <u>R9.3</u> (10年)	人と自然と文化が躍動する環境創造都市 ～水と緑と太陽の恵みを次世代に伝えるために～	渡辺 英子 H28.11～R2.11
第3次	R4.3月	<u>R3.4</u>～R12.3 (10年)	人と自然と文化が躍動する環境創造都市 ～北杜新時代 幸せ実感 チャレンジ北杜～	上村 英司 R2.11～

※第2次総合計画は、第3次総合計画の策定をもって廃止となる。

※ 従来、総合計画の「基本構想」は地方自治法第2条4項で策定を義務付けられていたところであるが、地方分権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環により、平成23(2011)年5月に地方自治法が改正され、「基本構想」の策定義務が廃止されている。

本市においては、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向性についての基本的な指針として最上位計画に位置付け、「基本構想」に関して、北杜市議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条1項1号の規定により、議会の議決を経て策定することとしている。

2 総合計画見直しの必要性

現行の第2次総合計画は、第1次総合計画を承継する形で平成29（2017）年3月に10年間の計画として策定したものであるが、次のとおり本市を取り巻く内外の情勢が大きく変化している。

これらの課題解決、急激な社会変化に対応するため、明確なビジョンと戦略的な計画を策定することがより一層重要であることから現行の総合計画の終了を待たず、新たな時代に対応できる新しい行政指針として第3次北杜市総合計画を策定する。

(1) ウィズコロナ・ポストコロナ時代への対応

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民生活や市内経済は大きな影響を受け、その生活環境や社会経済、個人の価値観など大きく変化している。現時点で、その終息を見通すことは困難であり、今後も様々な社会経済環境の変化に継続的に対処し、未知なる感染症にも備えるため、本市の目指す将来像に「感染症に強いまち」の実現を加える必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症を契機に、遠隔教育やテレワークなど社会の様々な分野でオンライン化が進むとともに、人々の暮らしや働き方、価値観が大きく変わりはじめている中で、地方の魅力が再認識され、都市部から地方への人の流れも加速している。

こうした社会経済情勢の変化を好機と捉え、企業のサテライトオフィスやワーケーションの誘致のほか、リスク分散を図るための企業誘致、移住・定住の促進強化など、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に向け、本市が持つ強みや潜在力を最大限に発揮した市政を推進していく必要がある。

(2) デジタル化、DXの対応

国は、令和22（2040）年頃にピークを迎える高齢化に伴い社会の支え手の減少への対応を最大の課題と捉え、革新的技術を活用した持続可能な社会Society5.0^{※1}の実現に向けて、社会経済システムの転換を推進してきたところであるが、コロナ禍において、Society5.0の具体化の前提となる社会全体のデジタル化が十分に進んでいないことが明白になった。

こうしたデジタル化の遅れに対する迅速な対処や「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）^{※2}が求められる。

行政をはじめ、あらゆる分野でIT化を進め、社会経済の生産性の向上・効率化を図るとともに、データ連携・活用による新たなビジネスモデルの創出など、情報通信技術の持つ本来の力を十分に生かした新たな価値の創造と社会そのものの変革を見据えたイノベーションの創出に取り組んでいかなければならない。

(3) 中部横断自動車道、リニア中央新幹線の開通への対応

本年夏頃に中部横断自動車道の静岡・山梨間が開通することやリニア中央新幹線の開業（令和9（2027）年予定、品川・名古屋間）により、都市圏と地方圏のアクセスの利便性が飛躍的に向上することから、人の流れが大きく変わることが予想される。

それらを見据えて、開通後の地域像を明らかにし、本市が誇る山岳田園都市の持つ独自の魅力を発揮する効果的な取組を進めることが必要であることから、既存の取組の見直しや、新たな手法の検討が必要である。

(4) 超少子高齢化社会への対応

まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく地方版総合戦略^{※2}である「第1次北杜市総合戦略（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）」の取組の達成率が40%、総合計画の実行・実現に寄与する「第4次北杜市行財政改革大綱（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）」の取組の達成率が過去最低の65.5%となるなど、未達も多く効果的な取り組みが十分に行われているとは言えない状況にある。

また、平成27（2015）年9月に策定した北杜市人口ビジョンで示した本市将来人口規模については、令和2（2020）年度の目標値を下回る推移で減少しており、これまでの政策展開を大きくかつ速やかに見直す必要に迫られている。

(5) 市長マニフェストへの対応

総合計画と市長マニフェストによる二重性をなくし、市がこの先向かう方向性を市民にとってわかりやすく示し、市長マニフェストが達成できたかどうかを客観的な数値などで明示し、目に見えやすくする必要がある。

※1 Society5.0（ソサエティ5.0）

Society5.0は、科学技術・イノベーション基本法（旧科学技術基本法）に基づき、第5期科学技術基本計画の中で提起され、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」と定義されている。

※2 DX（デジタルトランスフォーメーション）

「進化したデジタル技術（クラウドサービスや人工知能（AI）などのIT技術）を活用・浸透させることで、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させていく」というもの。

経済産業省の企業のDX推進ガイドラインにおいては、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義されている。

※3 地方版総合戦略

平成26（2014）年11月に、「まち・ひと・しごと創生法」が施行。同法第10条に、「市区町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画」として、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）の策定に係る努力義務が規定されている。

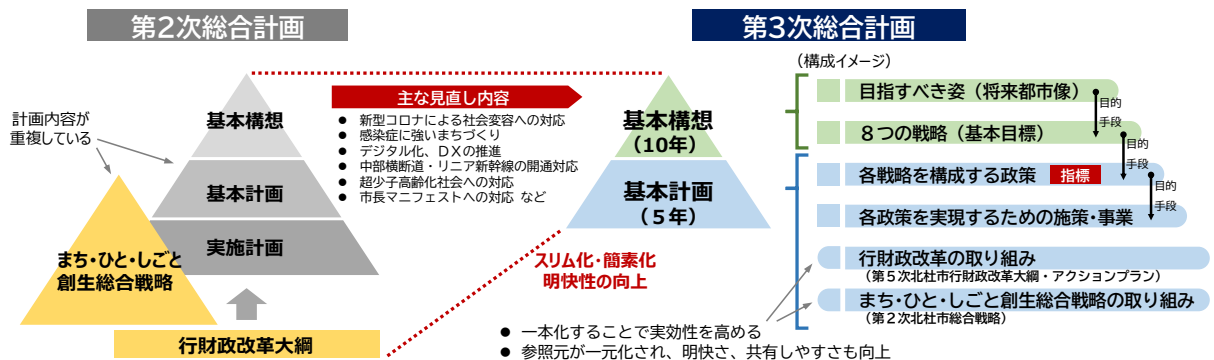
本市では、平成27（2015）年9月に5年間の計画とし、「第1次北杜市総合戦略」を策定し、令和2年度から「第2次北杜市総合戦略」が進行中である。

3 第3次総合計画の策定のポイント

(1) 計画体系・推進期間

- 総合計画全体のあり方や個々の計画の役割などを踏まえて、明快性の向上、効率性の向上を図るため、これまでの「基本構想－基本計画－実施計画」の三層構造から「基本構想－基本計画」の2層構造とする。
- 現行の基本理念「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」は継承する。
- 第3次総合計画の推進期間は、従来どおり「基本構想」を10年、「基本計画」を5年とする。
- 市長マニフェストの実現に向けた政策予算を令和3年度当初予算に計上することから、第3次総合計画の計画策定期間（令和3（2021）年度）も計画推進期間に含めることとする。
- 計画策定期間を計画推進期間に含めることで、市長マニフェストの総合計画への反映のタイムラグが小さくなる。

図表1 計画構造の見直し



図表2 計画推進期間

年度	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
基本構想	第2次 基本構想				第3次 基本構想									
前期基本計画	第2次 前期基本計画				第3次 前期基本計画									
後期基本計画										第3次 後期基本計画				
行財政改革大綱					第5次行財政改革大綱及び									
総合戦略					第2次総合戦略を基本計画に一本化									

(2) 計画の内容

① 新・基本構想

- 2040年頃にかけて迫り来る少子高齢化などの危機への対応や新型コロナウイルスによる社会経済情勢の変化や、個人の価値観の変化などを踏まえ、この先10年間の「将来都市像」「未来のありたい姿」「まちづくりの方向性（まちづくりの8つの視点）」等を示すものとする。

② 新・基本計画

- 新・基本構想に定めたまちづくりの基本目標を達成するための短期的な方向性（前・後期各5年）を示すものとする。
- 基礎調査等の分析結果や新・基本構想で示すまちづくりの視点を踏まえて重要課題、重点プロジェクトを明確にする。
- 市長マニフェストや市民ニーズを落とし込み、それらの目的の実現や目標を達成するための手法（施策）などで構成する。

(3) 市民参画機会の充実

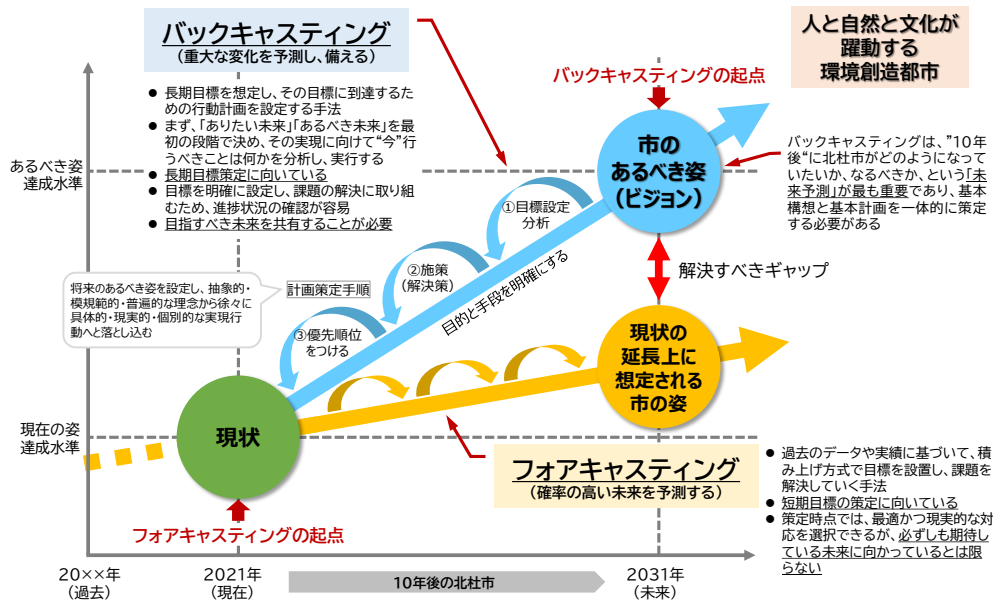
- 計画策定・計画推進の市民参加機会の一層の充実を図るため、直接型・間接型の市民参加手法を積極的に取り入れる。

(4) 実効性のある計画策定

- 将来都市像、目指す未来の姿を明確にし、その達成に向けた行動計画を設定するバックカスティング方式^{※4}の視点などを取り入れる。
- 時代の潮流を踏まえた上で、重点課題や施策の方向性を明らかにする。
- 持続可能な開発目標SDGs^{※5}の視点などを取り入れる。
- 実績を客観的に検証するため基本計画に数値目標を設定する。
- 計画の具体性、わかりやすさを確保し、進行管理の仕組みを検討、確立する。
- 主要事務事業に関する予算措置や見通しについて明確にする。
- 総合計画を中心とした行政評価・人事評価・予算編成を相互に調整し、有機的な連携を取れる仕組み（マネジメントサイクル）を構築する。

※4 バックキャスト方式

変化を生み出していこうとするとき、未来の姿から逆算して現在の施策（今何をするべきか）を導き出す思考法



※5 SDGs (エスディーゼズ) (持続可能な開発目標)

Sustainable Development Goalsの略。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年までの国際目標のこと。「持続可能な生産と消費」「教育」等、包括的な17の目標を設定し、地球規模で課題解決に向けた取組が推進されている。



(5) 策定コスト、業務負担の軽減、その他

- スリム化・簡素化を図り、策定及び運用に係る事務量及びコストの縮減を図る。
- 計画間の重複などを解消（「第2次北杜市総合戦略」及び「第5次北杜市行財政改革大綱」を見直した上で総合計画に一本化）し、運用に係る業務負担を軽減する。
- 調査結果の有意性に留意する必要がある大規模な市民アンケート調査は行わず、既存のアンケート結果を活用することで、時間・経費コストの縮減を図る。
- 委託業務範囲の精査、成果品・頁数の削減、簡易印刷の採用などによりコスト縮減を図る。

(6) 個別計画との整合性

- 個別計画への影響を調査・整理し、見直しが必要となった場合、各策定委員会等において課題解決に向けた取組を検討する。